

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所
(株) 田中建設
秋田県鹿角市花輪字大川添 2 6
2. 指名停止措置期間
令和 4年 3月 25 日から令和 4年 6月 24 日まで (3ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲
東北森林管理局管内
4. 事 実 概 要
(株) 田中建設の代表取締役は、秋田県鹿角市発注工事の入札において前鹿角市長から入手した情報により落札し、公正な入札を妨害したとして、令和 4年 2月 9 日に秋田県警察本部から公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。
5. 指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 (公契約関係競売等妨害又は談合) 第 10 号に該当する事実し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3 ヶ月以上 12 ヶ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通 5 - 9 - 16
総務企画部 経理課長 柏木健悦 電話 018-836-2070